

平成 24 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 24 年 7 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア
研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番		2 番	滝下清三郎	君	
3 番		4 番	坂上 眞守	君	
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番		
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番		
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	3 番	川崎眞志男	君
10 番	元島 正則	君	36 番	小堀田幸一	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	吉田 直哉	参 事	藤崎 眞二
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 37 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 38 号 あまくさ農業協同組合及び本渡五和農業協同組合の「農地利用集積
円滑化事業規程」の変更の決定について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

事務局（森内健二君） それでは、ただいまから平成24年第7回総会を開催致します。今回は鬼塚会長が入院のため不在でございますので、滝下職務代理者からご挨拶をお願い致します。

議長（滝下清三郎君） ただいま事務局から説明がありましたとおり、会長は入院のため不在でございますので、私が進行させていただきますが、なにせ不慣れでございますので皆さん方のご協力をよろしくお願い致します。

長い梅雨も明けまして大変暑い日が続きますが、体には十分注意されまして頑張っていると思います。またご承知の通り、阿蘇地方は大変な水害で大変だと思っております。心よりお見舞いを申し上げます。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は4名の委員の方から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は議長をお願い致します。よろしくお願い致します。

議長（滝下清三郎君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） それでは、35番松原高弘委員、37番戸谷泰典委員をお願い致します。

議長（滝下清三郎君） 日程第2、議第34号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括して説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 失礼します。議題34号の議題に入ります前に議案の訂正をお願いします。お手元の資料の1ページ目の1番下の方ですが、5番の案件です。丁度真ん中らへんの申請地面積欄に、「266.00の内、238.00」と記載してありますが、「の内238.00」という部分の削除をお願いしたいと思います。「の内238.00」の削除をお願いします。以上です。

事務局（寺澤大介君） それでは説明に入ります。資料番号、 をご覧ください。1番について説明します。楠浦町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より楠浦町の田586㎡を贈与により取得したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地

には水稲を作付けされる計画です。

事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より五和町の田3,211㎡、畑1,113㎡を贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地の田には水稲を作付け、畑には野菜、果樹をそれぞれ栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より倉岳町の畑203㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、なたねを栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。栖本町の譲受人は、譲渡人の天草市より栖本町の田543㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稲を栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 5番について説明します。深海町の譲受人は、深海町の譲渡人より深海町の畑266㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には晩柑を栽培される計画です。以上です。

議長（滝下清三郎君） ただいま事務局から説明がありました1番から5番まで、担当委員の説明をお願い致します。

14番（山本友保君） 14番、山本です。3条の1番を説明致します。場所は楠浦町の県道26号線から西側に少し入ったところでございます。水田でございます。楠浦町の申請人は小作で作っていた水田586㎡を贈与で譲受け、稲作を営む申請でございます。現在家族4人で農業を営んでおります。稲作を中心に続けていきますので、よろしくお願い致します、ということでした。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 本件につきまして、異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に担当委員より2番の説明をお願いします。

4番（坂上眞守君） 4番、坂上です。2番について説明致します。譲渡人と譲受人は親子になりまして、親が生きている内に息子に農業を譲りたいということでございますので、何も問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 2番の件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 異議がないようでございますので、この件につきまして許可することに致します。

それでは3番の説明をお願いします。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。農地法3条規定による許可申請について、3番の申請を説明致します。譲受人は倉岳で農業を営んでおります。申請地を確認しましたが、耕作可能な状態でした。事務局からの説明のとおり、ナタネを栽培されるそうです。以上です。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 3番の件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 異議がないようでございますので、この件につきまして許可することに致します。

それでは4番の説明をお願いします。

33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。4番について説明致します。事務局の説明のとおりでございますが、国道266号線の改良に伴いまして、譲受人が所有する農地が国道用地となったために代替地が欲しいということになりました。代替地として選ばれた申請地に仮登記まで終わっていたのですが、正式に所有権移転登記をするために、今回申請されておられます。農地として現在も使用されておりますので、なんら支障はないかと思っておりますので、どうかよろしくご審議の程をお願い致します。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 異議なしということでございますので、本件は申請どおり許可することに致します。

次に5番の説明ですが、担当が私でございますので、説明を致します。

2番（滝下清三郎君） 2番、滝下です。5番について説明致します。事務局の説明の通りでございますが、申請地は深海町の晩柑山でございます。現場を見に行ってきましたが、なんら問題があるところでもございませんので、よろしくご審議お願いします。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明致しました、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 異議なしということでございますので、本件は申請どおり許可することに決定致しました。

議長（滝下清三郎君） 日程第3、議第35号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局の説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の 、 をご覧ください。見取図、配置図及び写真は前方のスクリーンに映します。

1番について説明します。亀場町の申請人は農業用倉庫とするため、亀場町の畑304㎡を転用したいというものです。既に倉庫として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（滝下清三郎君） 次に担当委員より説明をお願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。4条の1番を説明致します。場所は亀場町食場の国道266号線の少し南に位置します。亀場町在住の申請人は、畑304㎡に農業用倉庫を作りたいとの申請ですが、既にお父さんの時代に農業用倉庫が作っており、今回、申請人への相続や転用もしていなかったことに気付き、始末書を添え申し訳ありません、との申請でございます。よろしくお願い致します。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) 異議なしということでございますので、本件は許可相当と決定致します。

次に 2 番について事務局から説明をお願い致します。

事務局 (寺澤大介君) 2 番について説明します。亀場町の申請人は宅地を拡張するため、亀場町の畑 89 m²を転用したいというものです。既に宅地として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長 (滝下清三郎君) 担当委員の説明をお願いします。

14 番 (山本友保君) 14 番、山本です。4 条の 2 番を説明致します。場所は 1 番の案件とまったく同じでございます。亀場町在住の申請人は、畑 89 m²を住宅用地にしたいとの申請でございますが、既にお父さんの時代に家が増築され、この場所は浄化槽のマンホールとなっております。転用していなかったことに気づき、始末書を添えて申し訳ありません、との申請でございます。よろしくお願い致します。

議長 (滝下清三郎君) ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (寺澤大介君) 3 番について説明します。佐伊津町の申請人は個人住宅とするため、佐伊津町の畑 349 m²を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長 (滝下清三郎君) 担当委員より説明をお願いします。

26 番 (佐藤駿二君) 26 番、佐藤です。3 番の件ですけれども、申請人が現在住んでいるところは借地なので、自分の土地に家を作りたいということです。場所は本渡町広瀬と佐

伊津町との境界付近ですけれども、申請地の近所はだいが宅地化しております。それで、自分の土地を分筆して、給水はボーリングし井戸水を利用、排水は合併浄化槽で浄化後に既設排水路を通じて排水するそうです。よろしくお願ひ致します。

議長（滝下清三郎君） ただいま3番の件につきまして説明がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 異議なしということでございますので、本件は許可相当であると決定します。

次に4番について事務局より説明をお願いします。

事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。五和町の申請人は植林するため、五和町の畑7,761㎡を転用したいというものです。既に杉を植林しているため始末書が添付されております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

議長（滝下清三郎君） それでは、担当委員より説明をお願いします。

4番（坂上眞守君） 4番、坂上です。4条の4番について説明致します。これは事務局から説明を受けなかったからよう判らんとですけど、場所は昔みかん山だったところだと思います。始末書がついていて多分山林だと思うんですけど。事務局が見に行ったとでしょ。

事務局（吉田直哉君） すみません。写真ですね。数十年前に杉を植えておられました。先ほどの3条案件で申請人が親子間贈与をしたいということで審議されましたが、生前に農地以外も含めて息子さんに譲りたいということで、3条の申請と4条で名義を申請人のまま農地を山林に変えた上で息子さんに譲りたいと、今回4条の申請に至っております。写真が3枚ございますが、1番上の写真の農地が993㎡です。1反弱ですね。中段の写真が304㎡です。ここもしっかり成長しております。そして1番下、ここは畑で6,464㎡、6反くらいですね。ここも何十年も経っているということです。いずれも、農用地区域外で第2種農地でございます。失礼しました。以上です。

4番（坂上眞守君） 何も問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました4番の件につきまして質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 事務局からの詳しい説明がございましたけれども、もうこの写真を

見れば、さすがに30年40年経つと大木ばかりです。申請前にですね、地籍調査前に植林されたっじゃないかなと思うわけですね。植林前に申請ができなかったもんだろうか。30年、40年位放っておいて、申請すつとがどうも遅かと私は思うわけです。他の人の意見も聞いてみたいと思います。以上です。

議長（滝下清三郎君） はい、どうぞ。

28番（川原昭雄君） あの、28番の川原でございますが、4番のですね、申請に関する地元の委員が全然知らなかったということでございますけど、取り扱いの方法をどうして、地元別に委員に調査をさせなかったのか、ということでございます。

事務局（吉田直哉君） 五和地区担当の吉田です。一応ですね、事務局で申請を受け付けてまして、総会の開催の通知と、案件がある担当の農業委員さんの方には、その議案をお送りしているわけなんですけど、私の記憶では3条の案件と、4条の案件を同封してお送りしたと記憶しています。そして、五和、新和、栖本ですね、昨年まで農業委員会の事務を支所で取り扱っていましたが、今年度から本庁の方で取り扱うということになりました。一応、現場確認は事務局と委員さんとそれぞれ、別々で行っていただくような形で、進めさせていただいております。

議長（滝下清三郎君） はい、どうぞ。

28番（川原昭雄君） 28番、川原です。広範囲に渡ってですね、こういう転用の許可が始末書でいいというわけを、この前の総会で申し上げましたけれども、あまりにも酷いと思うわけです。これだと、他の人もあの人がしとるもね、私もよかつどもん、では農業委員会の権限があまりにも束縛されておるな、と思いがするわけです。問題はごじゃっせんもんという地元の委員の言い方もあまりにも軽率じゃないのかな、と思うわけでございます。我々はあくまでも、法律に従って物事の判断をして、可か否かを決定するわけでございますので、そのことについて、よくよく我々も、私もですけども、委員会としてはっきりすべきであろうと思います。親から譲ったからどうじゃなくて、この面積は7反、8反くらいありますもんね。8,000㎡位、みんなです。現場は見てないですけども。ですからもう大きな罰金が科せられるわけでございますので、そういった自覚を皆さんにやっぱり持っていていただくべきじゃないのかな、と思いがするわけでございます。以上です。

4番（坂上眞守君） 前までは申請者から自分に話があつたですもん。今回は話がなかったのを確認ば、しとらんですもん。

27番（池田裕之君） ちょっとよかですか。

議長（滝下清三郎君） はい、どうぞ。

27番（池田裕之君） 今の問題はですね、これは市議会でも問題になつるとですけど、

要するに全部本庁で仕事をするわけですよ。五和も、新和も、栖本も本庁に持って行くわけですよ。そして本庁の方で写真撮って送られて、担当の方は行くか行かんか、確認できんわけでしょ。で、地域で、支所でしとれば、委員さんば連れて一緒に写真撮りよるじゃなかですか。やっぱりそこまでさっさんならば、逆に元に戻してもらってですね、支所にもう一回戻す、という論議が出てくるわけですよ。あなたたちがちゃんとせんならばですね。そして本庁に何でも集めらすとはよかったですけども、やっぱりその辺のところきちんとしていかんと、お互いの委員さんにさらに迷惑が掛かってくつですよ。責任の問題が発生しますから。だから是非ですね、やっぱり仕事のやり方はこれを機会にですね、本庁でさすんだったら、どこまで本庁でやるんだ、ということをやんとしとかっさんと、後から色々揉めると思いますので。是非ですね、現場立会いは必ず地元の農業委員さんと一緒にやる、ということをやんとしと、という風に思います。

事務局（森内健二君） 事務局の方と、農業委員さんの意思疎通が上手くいかなかったということで、大変ご迷惑お掛けしました。現地の確認の方法なのですが、事務局も協議をしましたけれども、今の本渡地区で行っているのはですね、事務局の職員は職員で確認に行く。また依頼をした上で、農業委員の方は農業委員の方でそれぞれ確認をしていくという方法がなされております。本渡地区以外につきましてはですね、支所の職員の方と農業委員の方と一緒に現地を確認する、という方法をとっておられたわけですが、今回、近くの五和支所、新和支所、栖本支所につきましてはですね、支所の職員と一緒に確認をしないということに決まりましたので、本庁の職員と農業委員さんと一緒に行くかどうかということや協議したんですけれども、一緒になればですね、事務局の方もお客さんがあったりして、中々思う時間に、約束した日に出られない、といったこともありましたので、事務局は事務局で確認をする。農業委員の方には時間をとっていただいて確認をする、といった方法をとってきたわけですね。その結果、中々上手くいかなかったというようなことになりました。ただ今ご審議がありましたように、もう一回、協議させていただいて、どういった方法をとれば確実な確認ができるのか、ということを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（滝下清三郎君） 本庁から担当委員と一緒に確認に行かっさんですか。

事務局（森内健二君） 現在はですね、一緒に確認に行くことはできない、ということです。

15番（森岡一正君） 先ほどから色々、ご意見が出ているようでございますが、まったく農業委員会を無視したような感じである、ということでお話があったように、私もそういう風に感じるわけですが。最終的に、この問題はどうされるのか、許可はされるわけですか。

か、さっさんわけですか。そこら辺がはっきりせんとですが、これは例ですが、そんならば、そのまま、山林登記に5年以上経過しととならば、すぐ登記できるわけですよな。そんならば、我々も、今から植えて5年後に申請をしてすぐ山林登記がさるっということですよな。そういった問題が起きるわけですよ。そやけん、もうこの状態では山林登記をする、できる年数になっとるですよな。そしてこれが許可されるか、されんか。そうすつとまたこの問題が事例として尾を引かんか、そういった問題があるわけですよ。そやけん、この問題はですね、今までも話のあったように、こういった問題が非常に多かったわけですよ。今までも見過ぎてきとるわけですよ。そんなら今後だってもこういう風な例を聞いておいて5年後申請、6年後申請して、正しいならこれは始末書つけて出せば、許可できとならば全部そぎゃんすつとですよな。そつで、法的に間違いはなかつたけうけん。ほつで、許可はどういう風にされつとつか、事務局としてどういう風に考えておられるのかお伺いしとるわけですよ。

議長（滝下清三郎君） はい。事務局お願いします。

事務局（森内健二君） 植林をする場合は、人が手を加えて、農地の転用をするという行為をしますので、農地法の許可が必要になります。通常今から、許可を得て植林する場合にはですね、植えてもすぐ地目変更登記ができるわけではございませんので、ある程度年数が経つてですね、山の状態になった時に、初めて登記ができるわけですよけれども、今回の場合には、うっそうとした山になっておりますので登記はできると思っておりますが、あくまでも農地法の許可がいるということでございます。話が違いますけれども、植林をしたものではなくてですね、何の手も加えずにほつたらかしにして自然と山林化した、という場合もございます。その場合は、農地法の許可申請という方法があるわけですよけど、他の方法で例えば、農業委員会に依頼があつて農業委員会の方で現地を確認した上で総会にかけて、農地ではないと判断をすれば、それによって農地から除外すると。そしてその通知をもって、登記をするということもできます。そうやっているのは、熊本県では芦北町がやっていると思っておりますけれども、そういった方法もございますけれども、ここであるように、人が手を加えて植林をした場合には、あくまでも転用許可申請が必要だということをお考えしております。

議長（滝下清三郎君） ただいま4番の件につきまして、色々ご審議していただいたわけでございますが、この件につきましてどうしましょうか。賛否をとりましょうか。

事務局（中村政一君） すみません。事務局の方から補足の説明をさせていただきます。確かに、追認で始末書付きでよく申請があがつてまいります。ただ、現実に近隣の農地、営農状態に支障があるような場合は、非常に問題だと思っておりますし、農業委員さん方も黙っ

て見過ごしているケースは少ないと思います。今回のように植林をされて、もう数十年経って立派な山林になった、という状態で始末書付きで申請があがってくるのを、追認申請と私たちは呼んでいるわけですが、それを許可をしないと、もし総会で決定をするような場合には、許可ができない理由というの付記して、申請者の方に説明をする必要があります。どれどれ、どういった理由で許可ができないとしなければいけないわけですね。それをすると、行政訴訟法の対象ということになりまして、その許可ができないことに対して、農業委員会を訴えることができる。そういった法律になっております。そしてあわせて、農業委員会としては不許可にしたわけですから、原状回復の命令と指導っていうのを行わなければいけません。農業委員会の委員さんと事務局が一緒になって、農地の状態に復旧しなさいよ、と指導して、命令して、という仕事が発生することになります。事務的な流れと法的な決まりはこういった状態になっております。周りの営農条件に支障がなければ、できるだけ、これは個人的な意見でとどめさせていただきたいと思っておりますけれども、営農に支障がなければ、追認処理もやむを得ないんじゃないかな、と考えている所でございます。申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。

28番（川原昭雄君） 再度質問を致しますが、現況のその写真を見るからに、近隣に畑が何かがあるような写真でございますが、その面で杉は迷惑をかけているのではないのかな、ということもあるわけですが、実際事務局が確認した時にそういうところはなかったですか。

事務局（吉田直哉君） 写真をご覧ください。ちょっと黒い丸が囲んであるんですけども、そこには植林しますよ、という計画でございます。そうすると、その周りですね、そこが、先ほど川原委員からありましたように、畑らしいもの、ということなんです。ここは申請人所有の畑でございます。これも息子さんに譲りますよ、ということで3条申請がその分の畑でございます。申請人所有の畑ということと、日照も特に問題ないという話でございました。2番目の写真ですね。上の写真でちょっと手前の方に畑らしいものが写っていますが、そこは申請人所有の畑です。今度3条で息子さんに譲られるところです。そして2番目の写真、そこが今度植林されるところです。赤丸で囲ってありますね。ここが申請地です。そしてまた手前の方に畑らしいものが写っていますが、そこが上の写真の畑の続きになっております。それも3条で息子さんに譲られる予定の畑でございます。そして、一番下の写真の6反はですね、これは離れたような所で、昔、みかん山の団地があったということで、周辺も山林にしてしまっていて、そこが残ってしまっているということで、今回山林にした上で、息子さんに譲り渡したいというようなことです。以上です。

28番（川原昭雄君） くどいようでございますけれども、自分の土地を3条で親が子に譲るとして、畑にそのままの状態に移譲したいということであれば、たとえ自分の土地であ

っても、将来はやっぱり畑で耕作した方がいいだろう、という先楽しみが、あるいは先の心配があつてのことだろうと思うわけですが、たとえ自分の土地であっても、そこを転用しないということは、この理由があるからではないのかな、という憶測ができるはずです。ここの用心せないかんことは、我々農業委員会でございますので、そこが人の土地であっても、自分の土地であっても、そういう心配をまずして、そして農地を保存していく必要があるな、という思いがするわけでございますので、今までこれを伐採をするとか何とか、おそらく委員会としてもそれはできないことであつて、許可するにあたっては、そういう引導を渡しておく必要があるのではないのかな、という思いがするわけでございます。以上です。

4番(坂上眞守君) 元を正せば、書類が届いた時全部見とればよかつたっでしょうけど、見とらんやったもんやっけんが。すみません、私の不手際で。

議長(滝下清三郎君) 他に何もご意見ございませんか。

20番(原田康盛君) 20番、倉岳の原田です。農業委員会に転用許可申請があつたから、それをスムーズに許可するのでは何も処罰にならん。処罰ばせんで、このままで済ませばですね、また問題が出てこんだろうかと、思います。以上です。

議長(滝下清三郎君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、多数決をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(滝下清三郎君) 賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長(滝下清三郎君) 賛成多数と見受けましたので、許可相当と決定を致します。

続きまして、5番の説明をお願いします。

事務局(吉田直哉君) 5番について説明します。亀場町の申請人は転居後の自己住宅とするため、河浦町の畑170㎡を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

議長(滝下清三郎君) 担当委員より説明をお願いします。

32番(落合正實君) 32番、落合です、5番について説明致します。申請人は現在、本渡にお住まいですけれども、一町田にお父さんが住んでおられて、高齢で介護が必要になつたということで、今度、実家の横に家を新築して、同居したいということで、今回申請をされております。隣接地はすべて申請人の農地でございます、給水は近くをボーリング、汚水は合併浄化槽、それと区長さんの同意もとってありまして、なんら問題はないと思ひ

ます。場所はですね、一町田の中心から2km位離れたところです。集落が7戸くらいの集落で、その内2戸くらいも、空き家になっているところで、申請地の下、ちょっと申請地の上り口まで道路がありますけれども、そこが道路の終点にもなっております。申請地から見える家というのが少ししかない小さな集落です。よろしくお願いします。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） ご異議ありませんので、本件は許可相当であると決定致しました。

議長（滝下清三郎君） 日程第4、議第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局の説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 4条申請に引き続き、資料、及び前方のスクリーンをご覧ください。

1番について説明します。太田町の譲受人は資材置場にするため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の田758㎡を売買により取得し、転用したいというものです。既に造成してあるため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内に位置するため、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則許可することができませんが、公益性が高いと認められる事業で非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為は例外的に許可できることとなっております。申請地は、土地改良事業計画において資材置場として計画されています。以下、一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（滝下清三郎君） 次に担当委員より、説明をお願い致します。

14番（山本友保君） 14番、山本です。5条の1番を説明致します。場所は、亀川から楠浦へ通ずるトンネルがございます。そのトンネルを抜けしばらく行ったあたりでございます。太田町の申請人は電気設備店を営んでいらっしゃいます。楠浦に出張所がありまして、その道路前になる水田でございます。758㎡を売買により譲ってもらい、資材置き場にしたいとの申請でございます。既に造成が終了しております。そういうことで始末書が添付してございます。申し訳ないとの申請でございます。よろしくお願いします。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありま

せんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま担当委員から詳しい説明がありましたけれども、聞きたいと思います。この写真を見ますれば、周辺の田とかに資材置き場にする事で影響とかなかったですか。排水とか、説明をお願いしたいと思います。

14番（山本友保君） はい。14番、山本です。確認に行きましたら、もう既に造成出来上がってまして、路肩もしっかりしております。ということで、周りに農地がございますけれども、当然今後、色んなことが、悪影響があるようなことは、現在建物は建てないということでございますので、今後とも支障はないように見てきました。よろしく願います。

20番（原田康盛君） 建物とか建てないで資材置き場で管理するっていうことならばですね、影響はなかつじゃなかるうか。区長の同意もとれとなればよかつじゃなかでしようか。

議長（滝下清三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） ご異議がないようでございますので、本件は許可相当と決定を致します。

それでは2番の説明をお願いします。

事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。有明町の譲受人は、資材置場とするため、熊本市東区の譲渡人から、有明町の畑184㎡を売買により取得し転用したいというものです。申請地は、申請人の自宅の裏にあり、既に資材置場として使用していたため始末書が添付されております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（滝下清三郎君） 担当委員より説明をお願いします。

17番（松川兼光君） 17番、松川です。2番について説明致します。申請地は譲受人の自宅近くの畑に接しております。写真のようにビニールハウスの中に機械を入れて、余った土地には焚き木とかを保管する考えです。既にビニールハウスが建っておりますので始末書が出されております。周囲には影響はないと思います。地区の区長さんの同意も得られております。よろしく願います。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) 本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) ご異議がありませんので、本件は許可相当と決定を致します。

次に3番の説明をお願い致します。

事務局 (藤崎眞二君) 3番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人から、申請人の所有する墓地の前の畑 100 m²を取得転用し、山林として管理したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です

議長 (滝下清三郎君) 担当委員の説明をお願いします。

33番 (宮崎義一君) 33番、宮崎です。この案件は2年ほど前にですね、1度山林としたいということで、申請があがったと私は思っております。それを、写真の下の方にあります、墓地をどうしても早く作りたいということで、分筆されて現在もう墓地が建っております。その後の残地を植林して管理したい、ということで申請されました。周りにも農地が多少ありますけども、そこからは同意も貰っております。また、区長さんの同意も貰っておりますので、皆さんに支障が出るような場所でもありません。どうかよろしくご審議の程お願い致します。

議長 (滝下清三郎君) 3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) 本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) 異議がないようでございますので、本件につきまして許可相当であると決定を致します。

次に4番の説明をお願いします。

事務局 (寺澤大介君) 4番について説明します。東京都大田区の譲受人は貸家住宅及び物置を建築するため、大阪府寝屋川市の譲渡人から志柿町の畑 144 m²を交換により取得し、転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長 (滝下清三郎君) 担当委員の説明をお願いします。

11 番（松岡健吾君） 11 番、松岡です。説明が順不同になりますけれども、一応お聞きしたことを説明したいと思います。場所は志柿町の住宅団地から山手に入ったところになります。譲受人と譲渡人の土地が隣同士で、土地を有効利用するために昭和 61 年に交換したそうです。登記も済ませてあったと思ったら、してなかったけん、今回申請されました。給水は市水道より、生活雑排水、汚水は市下水道へ流されます。周囲は譲受人と譲渡人の土地のみで、なんら支障ありません。ご審議をよろしくお願いします。

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

議長（滝下清三郎君） 日程第 5、議第 37 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

事務局（吉田直哉君） 資料 の議第 37 号をご覧ください。1 番の本渡町の申請人ほか、利用権の新規設定の計画が 13 件、再設定の計画が 1 件で、総面積は 48,039 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の (1) の ア に掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（滝下清三郎君） ただいま事務局の説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（補足説明なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） ただいま説明がありました、所有権移転 1 件、利用権等設定 14 件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） 質疑がなければ、本件についてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝下清三郎君） ご異議がありませんので、本件は計画通り決定致します。

議長（滝下清三郎君） 日程第 6、議第 38 号、あまくさ農業協同組合及び本渡五和農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規定」の変更の決定についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局（吉田直哉君） 議第 38 号について説明します。日程第 6、議第 38 号、あまくさ農業協同組合及び本渡五和農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規定」の変更の決定について。あまくさ農業協同組合及び本渡五和農業協同組合の「農地利用集積円滑化事業規定」については、別紙のとおり変更するものとする。平成 24 年 7 月 25 日提出、天草市農業委員会会長、鬼塚猛清。この議案については、市長より農業経営基盤強化促進法第 11 条の 9 第 4 項及び、第 11 条の 10 第 2 項の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程の変更の決定を求められております。委員さん方へは事前に資料をお送りしておりましたので詳細な説明は省略させていただきますが、本件は「天草市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中で、「第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項」の規定により、天草市が農地利用集積円滑化団体として事業規程承認をしている本渡五和農協及びあまくさ農協から申請されたものです。

変更の理由としましては、国の 24 年度予算に盛り込まれた戸別所得補償経営安定推進事業のなかで、農地の出し手に交付される「農地集積協力金」の交付対象となる農作業委託については、基幹 3 作業と農作物の販売を併せて委託する特定農作業委託に限るとされており、円滑化団体が農作業委託を扱う旨を事業規程に明示する必要があるために、今回、全国農協中央会から各都道府県の農協中央会を通じて傘下の全 JA へ事業規程変更の手続きを行なうよう指導があったことを受けて承認の申請でございます。

本渡五和農協及びあまくさ農協申請分の農地利用集積円滑化事業規程についてはいずれも同法第 11 条の 9 第 3 項及び同施行規則第 12 条の 12 で規定する承認の要件に該当するものであると認められます。

議長（滝下清三郎君） ただいま事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

28 番（川原昭雄君） 28 番川原でございます。法律用語というのは中々難しい、理解ができてにくい、っていうのもあるわけでございますが、この表紙の変更理由書の中にですね、「国の平成 24 年度予算において、農地の出し手に交付される」、農地の「出し手」っていうかな、「貸し手」じゃなかつですか。物を出すのが、それが「出し手」でしょ。と思うわけで、これが正しい用語なのかどうなのか、事務局の責任もあるわけでございますが、どうですか。

議長（滝下清三郎君） 事務局お願いします。

事務局（吉田直哉君） 今、川原委員さんからご指摘がございましたけれども、変更理由

書ということで国の平成 24 年度云々とありますが、変更理由書というのはあくまでも、あまくさ農協さんが理由書を添えて、こういう事業規程の変更の承認をお願いします、ということで、これはあまくさ農協さんが表現された言い方です。おっしゃられるように、「出し手」と言ったり「貸し手」と言ったり、その時に応じて表現の仕方が違うと思うんですが、この場合、「出し手」を「貸し手」と理解しているところです。以上です。

28 番（川原昭雄君） 私たちは、物を貸したり貰ったり、それが色々ありますよね。ですから、土地は「出し手」と言わんと思うがな。農協に確認してください。農地は物じゃなかつたですけん。「貸し手」とか「借り手」とか、「譲渡人」とか「譲受人」とか言うけれども、農協で始まった言葉ですから、確認してください。組合長に。

議長（滝下清三郎君） 事務局よかですか。

事務局（森内健二君） すみません。明確な答えではありませんけども。人・農地プランの説明の中に多分、「出し手」という表現がしてあったような気もしますが、本日資料を持ってきていませんので、はっきりしたところは言えません。表現の仕方としては、農地を貸す人と理解していただきたいと思います。

28 番（川原昭雄君） 正しい言葉を使いなっせて言うてください。

5 番（梅本秀幸君） ただいまの件なんですけれども、私、農協の理事をしておりますので、回答になるかは分かりませんが、一応参考のため申し上げたいと思います。こういう規定を変更する時ですね、県からひな型が来るわけです。その中に「出し手」と書いてあったんじゃないかと思えます。そういうことで、よろしくをお願いします。

議長（滝下清三郎君） 他にありませんか。

20 番（原田康盛君） 農業経営基盤強化促進法の問題のところなんですけれども。この前、確認に回った時にですね、草ボーボーだったんですよ。これを申請する時にはですね、これは私の考えでは、草ば一応払ってからにした方がよかつたんじゃないかと思うんですけど、事務局の考えはどがんですか。

事務局（吉田直哉君） 今、原田委員のご指摘の通りだと思いますが、農地法第 3 条で農地を取得する場合、あるいは借り受ける場合、同様の取り扱いでですね、少なくとも草を払っていつでも耕作できる状態、ということで申請を受けます。現地確認の際、管理されていないような状況であれば申請を見送り、その辺の管理をされた上で申請を受け付けます、というような形でお話をしている所です。これは各委員さんも同じ認識でいらつたと思います。今後はこのような取り扱いでお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（滝下清三郎君） 他によかですか。

(質疑なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) 質疑がなければ、本件についてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (滝下清三郎君) ご異議がありませんので、本件は原案通り決定致します。

議長 (滝下清三郎君) 日程第 7、報告事項について、事務局よりお願い致します。

事務局 (寺澤大介君) ご覧いただく資料は資料 の最後のページになります。農地利用・形状変更届が 1 件あり、杵宇土町の畑のほ場を整備するというものです。許可不要転用届の 4 条関係と 5 条関係は、ありません。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 24 年天草市農業委員会第 7 回総会を閉会致します。

午後 3 時 40 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会長職務代理者

滝下清三郎

署 名 委 員

松原高弘

署 名 委 員

戸谷辰典